

●香川県告示第322号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を、次のとおり認定した。

平成19年6月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 認定した精神科病院名
香川県立丸亀病院
- 2 所在地
丸亀市土器町東9丁目291番地
- 3 認定年月日
平成19年5月23日